平成２３年（フ）第１０６号
宮崎市大塚町大迫南平4490番地２
債務者　中村　主税
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６０号
宮崎市大塚町大迫南平4490番地２、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字下富田661番地８
債務者　中村　主民
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２５号
愛知県豊田市宝来町４丁目755番地191
債務者　鈴村　美香
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺島美貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
埼玉県八潮市八潮５丁目８番地14第３平成ビル302
債務者　青田　敏雄
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　昌央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
埼玉県越谷市赤山町２丁目229番地10
債務者　岡田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
埼玉県深谷市田中2929番地11
債務者　加藤　桂子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６８号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地30号棟104号室
債務者　大久保幸江（旧姓谷端）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
埼玉県吉川市美南２丁目18番地17、町名地番変更前の住所埼玉県吉川市大字高久352番地１
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
埼玉県三郷市早稲田１丁目25番地11　シャトレ三郷401号
債務者　比嘉　美香
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番17―302号
債務者　熊谷　啓司
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
埼玉県越谷市大字大泊923番地11、旧住所埼玉県越谷市神明町１丁目224番地１　ホーユウパレス越谷103
債務者　八木沢弘一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
埼玉県越谷市東越谷２丁目１番地４　会田コーポ１号―３Ｃ
債務者　浅野　成昭
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
千葉県八街市四木611番地３
債務者　大口　和郎
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４３号
千葉県八街市四木611番地３
債務者　大口かつ子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１４４号
千葉県富里市七栄901番地９　シェルブール203
債務者　辻田　　零
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５４号
千葉県八街市八街ほ174番地３　ローズガーデン108号
債務者　山崎　昭一（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５６号
千葉県八街市八街に106番地275　ホワイトハウス202号
債務者　岡田　葉子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部